

(目的)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学職員就業規則（昭和53年規則第4号。以下「就業規則」という。）第10条の3第4項の規定に基づき、職員等の介護休業、介護短時間勤務、介護のための所定外労働の免除、時間外勤務及び深夜勤務の制限に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業 要介護状態にある対象家族を介護するための休業をいう。
- (2) 介護短時間勤務 要介護状態にある対象家族を介護するために、就業規則第18条に規定する勤務時間の割り振りの始め又は終わりにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内で1時間を単位として勤務しない状態の勤務をいう。
- (3) 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。この場合において、常時介護を必要とする状態とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 介護保険制度の要介護状態において要介護2以上であること。
 - イ 別表1に掲げる状態①から⑫のうち、区分2が2つ以上又は区分3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。
- (4) 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫をいう。
- (5) 有期雇用職員 次条第3号から第12号までに掲げる職員をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）に適用する。

- (1) 就業規則第2条各号に規定する職員
- (2) 介護施設職員
- (3) 嘱託職員
- (4) 有期専門職員
- (5) 修練指導医
- (6) 産業医学基礎研究医員
- (7) 産業医学修練医
- (8) 専修医
- (9) 産業医学専修医
- (10) 臨床研修医
- (11) 歯科臨床研修医
- (12) 有期補助職員

(介護休業の対象者)

第4条 介護休業の対象者は、要介護状態にある対象家族を介護するために休業することを希望する職員等とする。ただし、有期雇用職員にあっては、申請時点において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上であること。
 - (2) 介護休業を開始しようとする日(以下「休業開始予定日」という。)から通算して93日を経過する日までに労働契約(労働契約が更新される場合にあっては更新後のもの)が満了することが明らかでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、労使協定で定めた場合は、次の各号のいずれかに該当する者は、介護休業をすることができない。
- (1) 引き続き勤務した期間が1年に満たない職員等
 - (2) 介護休業を申し出た日から93日以内に雇用関係が終了する職員等
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

(介護休業の申出)

第5条 介護休業を希望する者は、原則として休業開始予定日の2週間前までに、介護休業・短時間勤務申出書(様式第1号)に必要事項を記載して理事長に提出するものとし、当該介護休業・短時間勤務申出書の提出された日をもって、申出の日とする。ただし、介護休業期間中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き介護休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を休業開始予定日として、介護休業・短時間勤務申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 理事長は、介護休業・短時間勤務申出書を提出した職員等(以下「申出者」という。)に対し、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。
- 3 理事長は、介護休業・短時間勤務申出書が提出されたときは、当該申出者に対し、速やかに介護休業・短時間勤務取扱通知書(様式第2号)を交付するものとする。
- 4 介護休業・短時間勤務申出書に記載された休業開始予定日が申出の日の2週間後の日よりも前である場合には、理事長は、休業開始予定日から申出の日の2週間後の日までの間の日のいずれかの日を休業開始予定日として指定することができる。この場合、介護休業・短時間勤務取扱通知書に指定する期日を記載して交付するものとする。

(介護休業の期間及び申出回数)

第6条 介護休業の期間は、介護休業・短時間勤務申出書に記載された期間とする。ただし、休業開始予定日から通算して93日を経過する日までを限度とする。

- 2 介護休業の申出回数は、職員等ごとに対象家族1人につき要介護状態に至るごとに3回までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(介護休業の申出の撤回等)

第7条 申出者は、休業開始予定日の前日までに介護休業・短時間勤務撤回届(様式第3号)を理事長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業の申出を撤回した者は、再度の申出は原則として1回とし、特別の事情がある場合について理事長がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができる。
- 3 休業開始予定日の前日までに、対象家族の死亡等により申出者が休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、

申出者は、原則として当該事由が発生した日に理事長にその旨を通知しなければならない。

- 4 理事長は、前項の通知をした申出者に対して、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。

(休業開始予定日等の変更の申出)

第8条 介護休業の申出をした後、やむを得ない事由が発生した場合には、申出者は、原則として変更後の休業開始予定日の1週間前までに、介護休業・短時間勤務期間変更申出書(様式第4号)を理事長に提出することにより、1回に限り休業開始予定日を前の日に変更することができる。この場合において、第5条第2項及び第4項の規定は、本項の介護休業・短時間勤務期間変更申出書の場合に準用する。

- 2 申出者は、原則として介護休業を終了しようとする日(以下「休業終了予定日」という。)の2週間前までに、介護休業・短時間勤務期間変更申出書を理事長に提出し、1回に限り休業終了予定日を後の日に変更することができる。この場合において、休業開始予定日から変更後の休業終了予定日までの期間は93日経過日を超えないものとする。
- 3 理事長は、前項の介護休業・短時間勤務期間変更申出書を提出した申出者に対し、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。
- 4 介護休業・短時間勤務期間変更申出書が提出されたときは、理事長は、速やかに申出者に対し、介護休業・短時間勤務取扱通知書を交付するものとする。
- 5 申出者は、休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、変更後の休業終了予定日の2週間前までに介護休業・短時間勤務期間変更申出書を理事長に提出するものとする。この場合において、理事長が繰り上げ変更が適当であると認めた場合には、原則として繰り上げ休業終了予定日の1週間前までに当該申出者に通知するものとする。

(介護休業の終了)

第9条 介護休業している職員等は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は、当該各号に掲げる日とする。

- (1) 対象家族の死亡等により介護の必要がなくなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 職員等と対象家族との親族関係が消滅した場合 親族関係が消滅した日
 - (3) 職員等が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態となった場合 介護できない状態となった日
 - (4) 出産休暇、育児休業又は新たな介護休暇が始まった場合 出産休暇、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 2 前項各号に掲げる事由が生じた場合には、職員等は、原則として当該事由が発生した日に理事長にその旨を通知しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の通知をした職員等に対して、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。

(共済掛金の取扱い)

第10条 介護休業の期間における日本私立学校振興・共済事業団の掛金の職員等負担分は、当該職員等の負担とする。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇の取扱いについては、介護休業期間は、出勤したものとみなす。

(介護休業中の処遇)

第12条 介護休業をしている職員等は、介護休業の期間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条の2 職員等は、介護休業を理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(職務への復帰)

第13条 介護休業をしている職員等は、休業期間が満了したとき又は第9条第1項の規定により休業が終了したときは、速やかに職務に復帰しなければならない。

(復職の取扱)

第14条 前条の規定により職員等が復職するときは、原則として、介護休業前の部署及び職務に復帰させるものとする。

(辞令書の交付)

第15条 理事長は、第5条第3項の規定により介護休業取扱通知書を交付する場合、第8条第4項の規定により介護休業の期間を延長する場合又は前条の規定により職員等が職務に復帰した場合には、当該職員等に辞令書を交付するものとする。

(介護短時間勤務)

第16条 要介護状態にある対象家族を介護する職員等であって介護休業をしていないものは、介護短時間勤務をすることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する職員等は、労使協定で定めた場合は、介護短時間勤務をすることができない。

(1) 引き続き勤務した期間が1年に満たない職員等

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

3 介護短時間勤務の申出は、職員等ごとに対象家族1人につき、介護短時間勤務開始日から3年の範囲内で2回までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 介護短時間勤務を希望する者は、原則として短時間開始予定日の2週間前までに、介護休業・短時間勤務申出書に必要事項を記載して理事長に提出するものとし、当該介護休業・短時間勤務申出書の提出された日をもって、申出の日とする。

5 理事長は、介護休業・短時間勤務申出書を提出した職員等（以下「短時間申出者」という。）に対し、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。

6 理事長は、介護休業・短時間勤務申出書が提出されたときは、当該短時間申出者に対し、介護休業・短時間勤務取扱通知書を交付するものとする。

7 介護休業・短時間勤務申出書に記載された短時間開始予定日が申出の日の2週間後の日よりも前である場合には、理事長は、短時間開始予定日から申出の日の2週間後の日までの間の日のいずれかの日を、短時間開始予定日として指定することができる。この場合、介護休業・短時間勤務取扱

通知書に指定する期日を記載して交付するものとする。

8 第7条から第9条までの規定は、介護短時間勤務について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護短時間勤務」と読み替えるものとする。

(時間外勤務の制限)

第16条の2 職員等は、要介護状態にある家族を介護するために、時間外勤務の制限を請求した場合には、業務遂行上支障がある場合を除き、1月については24時間、1年については150時間を超えて時間外勤務をしないことができる。ただし、次に掲げる職員等は請求することができない。

(1) 引き続き勤務した期間が1年に満たない職員等

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

2 時間外勤務の制限を請求しようとする職員等は、1回につき、1月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、原則として制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）の1月前までに介護時間外勤務制限請求書（様式第5号）に必要事項を記載し、理事長に提出するものとする。この場合において、制限時間は次条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

3 理事長は、時間外勤務制限の請求に対し、その事由を確認する必要があると認めるときは、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。

4 制限開始予定日の前日までに、対象家族の死亡等により介護時間外勤務制限請求書を提出した職員等（以下この条において「請求者」という。）が家族を介護をしないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日

(2) 請求者について、出産休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合 出産休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日

6 前項第1号に規定する事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(所定外労働の免除)

第16条の3 職員等は、要介護状態にある家族を介護するために、所定外労働の免除を請求した場合には、業務遂行上支障がある場合を除き、所定外労働をしないことができる。ただし、次に掲げる職員等は、労使協定で定めた場合は、請求することができない。

(1) 引き続き勤務した期間が1年に満たない職員等

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

2 所定外労働時間の免除を請求しようとする職員等は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「免除期間」という。）について、原則として免除を開始しようとする日（以下この条において「免除開始予定日」という。）の1か月前までに介護所定外労働免除請求書（様式第7号）に必要事項を記載し、理事長に提出するものとする。この場合において、免除期間は前条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3 理事長は、所定外労働免除の請求に対し、その事由を確認する必要があると認めるときは、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。

- 4 免除開始予定日の前日までに、対象家族の死亡等により介護所定外労働免除請求書を提出した職員等（以下この条において「請求者」という。）が家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等免除に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 請求者について、出産休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合 出産休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 6 前項第1号に規定する事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

（深夜勤務の制限）

- 第17条** 職員等は、要介護状態にある家族を介護するために、午後10時から午前5時までの間における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限を請求した場合には、業務遂行上支障がある場合を除き、深夜勤務をしないことができる。ただし、次に掲げる職員等は請求することができない。
- (1) 引き続き勤務した期間が1年に満たない職員等
 - (2) 16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員等
 - ア 深夜において勤務していない者（1月について深夜における勤務が3日以下の者を含む。）であること。
 - イ 心身の状況が請求に係る家族の介護をすることができる者であること。
 - ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員等
 - (4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員等
- 2 深夜勤務の制限を請求しようとする職員等は、1回につき、1月以上6月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、原則として制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）の1月前までに介護深夜勤務制限請求書（様式第6号）に必要事項を記載し、理事長に提出するものとする。
 - 3 理事長は、深夜勤務制限の請求に対し、その事由を確認する必要があると認めるときは、別表3に定める各種証明書等の提出を求めることができる。
 - 4 制限開始予定日の前日までに、対象家族の死亡等により介護深夜勤務制限請求書を提出した職員等（以下この条において「請求者」という。）が対象家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。
 - 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 請求者について、出産休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合 出産休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
 - 6 前項第1号に規定する事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(介護休業等に係る給与)

第18条 職員等が介護休業している期間については、給与を支給しない。

- 2 介護休業をした職員等が職務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したのものとして、号俸を調整することができる。
- 3 職員等が、介護短時間勤務により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、学校法人産業医科大学職員給与規程(昭和53年規程第3号)第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、介護休業等に係る給与について必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第19条 次の各号に掲げる職員等については、前条第2項の規定は適用しない。

- (1) 嘱託職員
- (2) 有期専門職員及び有期補助職員
- (3) 修練指導医、産業医学基礎研究医員、産業医学修練医、専修医、産業医学専修医、臨床研修医及び歯科臨床研修医

(介護休業に関するハラスメントの防止)

第19条の2 全ての職員等(以下この条において派遣職員を含む。)は、介護休業の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員等の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員等は、学校法人産業医科大学ハラスメント防止規程(平成26年規程第36号)に基づき、厳正に対処する。

(法令の適用)

第20条 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他関係法令の定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規程第8号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日規程第11号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規程第15号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日規程第29号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規程第28号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第22号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日規程第21号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（介護休業復帰後の処遇に関する経過措置）

2 この規程の施行の際現に介護休業をしている職員等が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の学校法人産業医科大学職員等の介護休業等に関する規程第18条の規定の適用については、同条中「3分の3以下」とあるのは、「3分の3以下（当該期間のうち平成29年1月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則（令和2年3月2日規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規程第18号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

区分 状態	1	2	3
① 座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる	できない
② 歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨ 物を壊したり	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある

衣服を破くことがある			
⑩ 周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪ 薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定	できる	本人に関する重要な意思決定はできない	ほとんどできない

別表2 削除

別表3 (第5条、第7条、第8条、第9条、第16条、第16条の2、第16条の3、第17条関係)
理事長が求めることができる各種証明書等

1	職員等と対象家族との続柄	官公署が発行する続柄が確認できる証明書
2	要介護状態の事実	医師が発行する診断書
3	対象家族の死亡の事実	医師が発行する死亡証明書又は死体検案書
4	親族関係の消滅の事実 (1) 離婚の場合 (2) 婚姻の取消の場合 (3) 配偶者の死亡の際の姻族関係終了の意思表示の場合 (4) 離縁(死後離縁を含む。)の場合 (5) 養子縁組の取消の場合	官公署が発行する離婚届受理証明書 官公署が発行する戸籍の記載事項の証明書 官公署が発行する姻族関係終了届受理証明書 官公署が発行する養子離縁届受理証明書 官公署が発行する戸籍の記載事項の証明書
5	職員等が対象家族を介護できない状態になった事実	医師が発行する診断書

介護休業・短時間勤務申出書

申出月日 年 月 日

理事長 殿

申出者 所属
氏名 印

下記のとおり（介護休業等・介護短時間勤務）の申出をします。

介護休業等に係る家族の状況	氏名	
	本人との続柄	
	介護を必要とする理由	
期間	介護の場合	平成 年 月 日から 年 月 日まで
	介護短時間の場合	平成 年 月 日から 年 月 日まで 午前 時 分から 時間 午後 時 分から 時間
介護休業等中の居所	(郵便番号) 住所 電話番号	
申出に係る状況	(1) 申出が遅れた理由 (2) 申出の家族について介護休業を撤回したことがない・ある (3) 申出の家族について介護休業をしたことがない・ある 平成 年 月 日から 年 月 日 (4) 申出の家族について介護短時間勤務をしたことがない・ある 平成 年 月 日から 年 月 日	

平成 年 月 日

介護休業・短時間勤務取扱通知書

殿

学校法人 産業医科大学
理事長 印

このたびの介護休業については、学校法人産業医科大学職員等の介護休業等に関する規程（第5条第3項・第16条第6項）の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

介護休業の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
介護短時間	期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	時間	午前 時 分から 時間 午後 時 分から 時間

- (注) 1 介護休業・短時間勤務の申出を撤回するときは、「介護休業・短時間勤務撤回届」により介護休業・短時間勤務開始予定日の前日までに届け出ること。
- 2 介護休業・短時間勤務開始予定日及び介護休業・短時間勤務終了予定日を変更するときは、「介護休業・短時間勤務期間変更申出書」により届け出ること。
- ア 介護休業・短時間勤務開始予定日を変更するときは、1週間前まで
- イ 介護休業・短時間勤務終了予定日を変更するときは、2週間前まで

介護休業・短時間勤務撤回届

申出月日 年 月 日

理事長 殿

申出者 所 属
氏 名 印

年 月 日に行った（介護休業・介護短時間勤務）の申出を下記の理由により撤回します。

記

撤回理由

介護休業・短時間勤務期間変更申出書

申出月日 年 月 日

理事長 殿

申出者 所 属
氏 名 印

年 月 日に行った（介護休業・介護短時間勤務）の申出における休業等期間の変更を下記のとおり申出します。

記

1 当初の申出における （介護休業・介護短時間勤務）期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 変更の内容	(1) 介護休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 介護短時間勤務〔開始・終了〕予定日の変更
	(3) 介護休業の変更後の休業〔開始・終了〕予定日 平成 年 月 日 (4) 介護短時間勤務の変更後の休業〔開始・終了〕予定日 平成 年 月 日
3 変更の理由 （期間を繰下げる場合に記入すること。）	

介護時間外勤務制限請求書

請求月日 年 月 日

理事長 殿

請求者 所 属
氏 名 印

下記のとおり時間外勤務の制限を請求します。

1 介護に係る家族の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	介護を必要とする理由	
2 制限の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
3 請求に係る状況	(1) 申し出の家族について、時間外勤務の制限をしたことがある・ない 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (2) 申し出の家族について、現在、所定外労働の免除をしている・していない 平成 年 月 日～平成 年 月 日	

介護深夜勤務制限請求書

請求月日 年 月 日

理事長 殿

請求者 所 属
氏 名 印

下記のとおり深夜勤務（午後10時から午前5時まで）の制限を請求します。

1 介護に係る家族 の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	介護を必要とする理由	
2 請求の制限期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
3 請求に係る状況	(1) 上記の家族を常態として介護できる16歳以上の同居の家族が いる・いない (2) 申し出の家族について深夜勤務制限をしたことが ある・ない 平成 年 月 日～平成 年 月 日	

介護所定外労働免除請求書

請求月日 年 月 日

理事長 殿

請求者 所 属
氏 名 印

下記のとおり時間外勤務の制限を請求します。

1 介護に係る家族の状況	氏 名	
	本人との続柄	
	介護を必要とする理由	
2 免除の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	
3 請求に係る状況	(1) 申し出の家族について、所定外労働の免除をしたことがある・ない 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (2) 申し出の家族について、現在、時間外勤務の制限をしている・していない 平成 年 月 日～平成 年 月 日	